

「（仮称）川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

児童福祉法の改正により、児童相談所が設ける一時保護施設について、令和6年4月に新たに一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「内閣府令」）が定められました。

内閣府令は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じたケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定しています。

本市では、この内閣府令を受け、児童福祉法の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に係る子どもの権利擁護や職員配置基準等について条例を制定いたします。

条例を定めるに当たって、パブリックコメントにより市民の皆様から意見を募集しました。その結果、27通（意見総数41件）の意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する本市の考え方についてお示しいたします。

2 意見募集の概要

意見募集の期間	令和6年12月2日（月）～令和7年1月10日（金）
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、ファクシミリ、持参
募集の周知方法	（1）市ホームページ （2）市政だより12月号 （3）かわさき情報プラザ、各区役所・支所の閲覧コーナー

3 結果の概要

意見提出数（意見数）		27通（41件）
内 訳	電子メール	3通（4件）
	郵送	0通（0件）
	ファクシミリ	0通（0件）
	持参	24通（37件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、一時保護施設の職員配置や運営、学習、設備に関する意見などが寄せられました。

意見については内閣府令の趣旨に沿ったもの、今後の施策・事業を推進する中で参考とするもの、施策に対する要望であったことから、内閣府令に基づく条例制定手続を進めてまいります。

【意見に対する対応区分】

- A：意見の趣旨を踏まえ、案に反映するもの
- B：意見の趣旨が案に沿ったもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とするもの
- D：案や施策に対する質問・要望の意見であり、案や施策の内容や考え方等を説明するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 一時保護施設の職員配置に関すること			4			4
(2) 一時保護施設の運営に関すること			20	3		23
(3) 一時保護施設の学習に関すること		2	1			3
(4) 一時保護施設の設備に関すること		3	3			6
(5) その他				5		5
合計	0	5	28	8	0	41

具体的な意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1)一時保護施設の職員配置に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・職員数を増やし、個別児童の運動する機会を多くしたい。職員と子供の数があっていない。 ・夜間の職員数を増やしてほしい。 ・職員数は昼より夜多いほうがいい。 (同趣旨の意見 他 1 件)	・職員配置に関しましては、本市は定員に対して内閣府令に示された基準以上の配置をしておりますが、子どもの安全の迅速な確保を最優先にするため、施設定員を超過して受け入れることが多くある状況です。現在、定員増加するための一時保護施設の施設整備を進めており、それに伴う職員の増員も進めているところです。各子どもへの対応状況や夜間の体制については、御意見を参考に不安や不満を解消できるよう努めてまいります。	C

(2)一時保護施設の運営に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・遊びの権利はあるが遊びの時間が少ない。 ・運動の時間が少ない。 ・詳細なルールブックなどがあると良い ・食物アレルギーのある場合は、それ以外の食事をおかわりできるようにしたらよい。 ・不安になる人もいるので職員に話をたくさん聞いてもらいたい。 ・本を借りる時間帯をもう少し柔軟にしてほしい。(同趣旨の意見 他 1 件) ・お風呂の時間が短い。 ・就寝時間を学年によって変えてほしい。 ・1 人になれる時間が少ない。 ・廊下では漫画を見ないルールにしてほしい。 ・ゲーム機を個室で使いたい。 ・保護所を出たい。 ・布団が薄い。 ・サラダにフォークつけてほしい。 ・かわいい服を増やしてほしい。 ・新しい玩具を増やしてほしい。 (同趣旨の意見 他 2 件)	・運営に関しましては、入所する子どもの背景が虐待や非行など様々であり、子どもたちが安心して過ごすために、一時保護の目的やルールを設けている理由について、入所時に丁寧に説明を行っているところでございます。生活ルールにつきましては、意見箱の設置や子どもが参画することも会議の実施、第三者委員が子どもの意見を聞く取組などにより、改善に取り組んでおります。今回の御意見も参考とし運営の改善を図ってまいります。	C
2	・第 9 条～第 12 条 児童の権利擁護、権利の制限、行動の制限、児童の所持品等についてやむを得ず児童の権利を制限するに当たっては(所持する物の持ち込みを禁止するに当たっては)、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得ることの旨が示されていますが、子どもが一度は理解したつもりでも、やはり納得がいかず、それが原因で大人への不信感や、生活上のストレスにもなりうると思うので、定期的に(特に一時保護が長期化する場合においては必ず)制限の解除について検討する仕組みが盛り込まれると良いと思います。川崎市は全国に先駆けて子どもの権利に関する条例を施行した自治体でもありますので、権利擁護の点においては手厚く条例で定められることを期待しています。	・子どもたちが安心して過ごすために、生活のルールを設けており、やむを得ず児童の権利を制限することに関しましては、現状におきましても入所時や各種措置の際に、子どもの権利と併せて丁寧に理由等を説明しているところでございます。子どもの安全確保等に支障が無いものにつきましては、不当に子どもの権利や行動を制限することのないよう権利擁護に配慮してまいります。	C
3	・第 5 条 非常災害対策について 川崎市の過去の水害被害を想定し、水害対策に必要な設備についても具体的に示してはどうかと思いました。	・非常災害対策につきましては、洪水等の水害被害も含めた避難確保計画を整備しているところでございます。	D
4	・日本における児童一時保護所に求められることは、児童福祉法に基づき、虐待や家庭内問題などで一時的に保護を必要とする児童に対して、安全で安定した環境を提供し、その後の支援に向けた	・安全安心な環境や支援に関する各種御意見に関しましては、自治体や関係者が進むべき方針として、国の示す「一時保護ガイドライン」に基づき実施しているところでございますが、引き続き児	D

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	対応を行うことです。以下の点が具体的に求められます。 1. 安全の確保 ・子どもが身体的・精神的に危険な状況にある場合に、迅速に保護し、安全な環境を提供することが最優先です。 ・虐待や家庭内暴力から子どもを隔離するため、安心して過ごせる施設運営が必要です。 2. 心理的ケア ・保護された子どもたちは、心理的な傷や不安を抱えていることが多いため、専門的な心理支援が重要です。 ・心理カウンセリングやプレイセラピーなどを通じて、子どもの心の回復を促します。 3. 適切な生活環境の提供 ・子どもの年齢やニーズに応じた食事、衣服、学習環境などを整える必要があります。 ・集団生活における他者とのコミュニケーション能力の育成も求められます。 4. 原因の究明と対応計画の策定 ・家庭環境や問題の原因を調査し、専門機関と連携して適切な対応を検討します。 ・家族への支援（親のカウンセリングや育児指導）や、児童の一時預かり後の行き先（里親制度、施設入所、家庭復帰）の選択が必要です。 5. 専門スタッフの育成 ・社会福祉士や心理士、保育士などの専門知識を持つスタッフを配置し、対応力を高めることが重要です。 ・スタッフ間での研修やケース会議を通じて、より良い支援体制を構築します。 6. 社会との連携 ・地域の福祉施設や医療機関、教育機関、警察と連携し、子どものニーズに合った総合的な支援を提供します。 ・啓発活動を通じて、児童虐待や子ども支援に対する社会的理解を深めることも求められます。 7. 子どもの意見の尊重 ・子ども自身の声を聴き、意思を尊重した対応を行うことで、自尊心を育む支援が必要です。 児童一時保護所は、子どもの緊急避難先としてだけでなく、将来に向けた再出発を支える重要な役割を果たします。そのため、法律や制度の整備とともに、社会全体の支援と理解が不可欠です。	童相談所の職員および関係機関等とともに子どもの最善の利益が守られるよう取り組んでまいります。また、子どもの意見表明の権利等につきましても、この度の児童福祉法改正を踏まえて環境改善に努めてまいります。	
5	・一時保護される子ども達は、理由は様々で、大人を信頼できない子どもも多いと思います。その子ども達と関わる職員の方は、多くの知識と対応力が必要になると思います。その対応力は継続していくことが必須となり人材育成は不可欠になると思います。人が多くいればいいという問題でもないと思いますが、子ども達のケアを丁寧に行える環境が守られて欲しいです。 子ども達が、社会と離れ生活するなかでも、学習の権利、意見できる権利等、適切な関わりのなかで過ごせる環境を整えてください。	・子ども達のケアを行える環境に関しましては、配置職員数の充足だけでなく、職員の人材育成も重要であると考えておりますので、庁内外研修や有識者研修を実施するなど、職員の資質向上に努めているところでございます。子どもの学習や意見表明の権利等につきましても、この度の児童福祉法改正を踏まえて環境改善に努めてまいります。	D

(3)一時保護施設の学習に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・学校に行けるようにしたい。 (同趣旨の意見 他 1 件)	・通学に関しましては、子どもが適切な教育を受けられるよう意向を尊重していきたいと考えておりますが、安全確保の観点等により通学できない状況もございます。子どもが適切な教育を受けられるよう関係部署と連携を図りながら、通学支援や学習方法等についての検討を進めているところでございます。	B
2	・勉強は居室ではなく全て学習室で行いたい。	・施設内での学習に関しましては、学習室や各居室等を利用している状況ですが、共用の学習室におきましては、その他児童の利用状況もあることから、一定のルールを設けているところです。御意見を参考に学習方法等について検討してまいります。	C

(4)一時保護施設の設備に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・一人部屋を増やしてほしい。 ・部屋が狭い。 ・集団部屋も必要と思うが、ストレスがたまるため相部屋ではない方がよい。	・設備に関しましては、現在施設整備を進めている新しい施設は、幼児居室を除き原則一人部屋としており、必要に応じて複数人利用可能な部屋も確保しております。既存施設につきましては、個室化や浴室の増設など可能な範囲での環境改善を実施してきたところでございます	B
2	・部屋には布団と机、椅子、テレビ、コンセントがあればよい。 ・風呂に時計を置いてほしい。 ・隣の部屋の人がうるさくて気になる。	・意見箱の設置や子どもが参画することも会議の実施、第三者委員が子どもの意見を聞く取組などにより、改善に取り組んでおります。今回の御意見も参考とし設備の改善を図ってまいります。	C

(5)その他

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・特に意見はない。 (同趣旨の意見 他 4 件)	・内閣府令で示された基準は、本市における一時保護施設の最低基準として充足していると考えております。	D